別記第七十九号の五様式（第五十八条の八関係）

	番　号
日本国政府法務省	

裁　決　書

審査請求人

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　居　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

審査請求番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者からの　　に対する
審査請求について，次のとおり裁決する。

主　文

事案の概要，審理関係人の主張の要旨及び理由は，別紙のとおり。

年　　月　　日

法　務　大　臣

（注）用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。

別　紙

1　事案の概要

2　審理関係人の主張の要旨

3　理由

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為又は難民の認定の取消しについての不服申立てであって、この省令の施行前にされた処分又はこの省令の施行前にされた難民の認定の申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十八号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）及び同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、並びに同法及び電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令

第一条中「電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。次条において「新電気事業法」という。）」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。）、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（旧一般電気事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置）

第一条の二　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（次項において「整備等政令」という。）第三十五条第一項の場合における電気事業法施行規則第三条の十二第一項の規定の適用については、同項第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

2　整備等政令第三十五条第二項の場合における電気事業法施行規則第三条の十三第二項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第二号から第四号まで」とする。

（発電事業の届出）

第一条の三　平成二十六年改正法附則第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第一の発電事業届出書を提出しなければならない。

2　平成二十六年改正法附則第八条第三項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力

三　専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であって、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあっては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四　一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容